

令和7年5月12日 美郷町農業委員会会議録

令和7年5月12日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

3番	高橋 広樹	12番	高橋 国広
4番	奥山 秀治	13番	佐々木 竜孝
5番	小西 嘉之	14番	加藤 堅之助
6番	深田 秋彦	15番	高橋 秀行
7番	山田 貞子	16番	細井 千代文
10番	深沢 靖	17番	高橋 正尚
11番	齋藤 美由木		

本会委員出席者 13名

2. 欠席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定廣
2番	継田 竜也
8番	高橋 孝人
9番	高橋 一平

欠席者 4名

1. 出席事務局職員

局 長	加 藤 隆 輝
農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

第 1	議事録署名員の指名について	
第 2	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 3	議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 4	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 5	議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
第 6	議案第19号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会長 高橋 正尚 午前9時45分本委員会の閉会を告げた。

令和7年5月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年5月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時45分
5. 議事録署名委員 11番 齋藤 美由木
12番 高橋 国広

- 議 長 それでは、ただ今から令和7年第5回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、11番、齋藤委員、12番、高橋委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第15号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第15号、申請番号40番から申請番号47番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号40番、千畑地区の田1筆、2, 753㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、農地中間管理事業の契約満了に伴い、隣地を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
申請番号41番、仙南地区の田5筆、9, 343㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を手放したく、農地中間管理事業の契約満了に伴い、隣地を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
続きまして、賃貸借権です。
申請番号42番、千畑地区の田1筆、1, 584㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢のため規模を縮小したく、以前から他の農地を耕作してもらっていた受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号43番、千畑地区の田14筆、17,008㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は近隣で耕作している受人と、農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号44番、千畑地区の田2筆、8,214㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。本契約許可後、受人は菌床しいたけ栽培をするための農作物栽培高度化施設を設置したく、貸借するものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号45番、六郷地区の田4筆、3,837㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外に住んでおり、耕作が難しいため、近隣で耕作している受へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号46番、六郷地区の田6筆、5,419㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農用地利用集積計画による利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号47番、仙南地区の田1筆、9,757㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農用地利用集積計画による利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号40番から申請番号47番までの8件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第15号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それではこれより審議を行います。
申請番号40番から申請番号47番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 15番委員 申請番号44番の受人についてお聞きいたします。どういう事業を行う会社でしょうか。
- 農地調整班長 〇〇〇さんは、渡人の〇〇〇さんが代表を務める菌床しいたけの栽培をしている法人と事業連携をしていた〇〇〇さんが、菌床しいたけの栽培を拡大したく、令和6年10月に連携して立ち上げた法人です。
- 17番委員 〇〇〇さんがもともとやっていた事業を拡大しようとして、2社で新たにつくった会社で、菌床しいたけに関する事業を行うためとなります。
- 事務局職員 もともとの代表は〇〇〇さんでしたが、〇〇〇さんに代表変更しております。
- 15番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号40番から申請番号47番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号40番から申請番号47番までに

については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第15号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第16号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第16号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、千畑地区の田1筆、271㎡、申請人は〇〇〇さんです。申請地には、既存の農業用ハウスがありますが、農業経営の拡大に伴い、農業用機械の格納庫が必要になったため、内部に土間コンクリートを打設して格納庫として使用するものです。また、農業用機械の盗難防止、農地への交通の便からも自宅から近い当該地を選定しました。
面積は、パイプ型格納庫97.20㎡、作業スペース、通路、雪捨て場、緩衝地173.80㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額自己資金です。当該地は農用地区域内農地ですが、農地法第4条第6項ただし書きにあります「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途、農業用施設へ供するための転用」であり不許可の例外に該当すると判断しております。この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに配置図、3ページに公図、4ページに参考資料として周辺図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第16号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

16番委員 申請番号1番について調査の報告をいたします。

4月30日午後1時30分頃、事務局職員2名、会長、高橋一平委員とともに現地に赴き、〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 申請番号1番の調査の報告が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第16号については原案のとおり許可相当と意見決定します。

●議 長 次に、日程第4、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第17号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第17号、申請番号1番から申請番号2番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号1番、千畑地区の田1筆、1,547㎡、渡人は〇〇〇さん、受人

は〇〇〇さんです。受人は、渡人が代表を務める〇〇〇が、事業連携していた〇〇〇と新会社を設立したものです。

先ほどの申請番号44番で、第3条賃貸借権を設定した農地に、菌床しいたけ栽培のための農作物栽培高度化施設を設置する予定で、今回の許可決定後、届出書を提出する予定です。その栽培に伴い、菌床製造施設が必要となりました。今後の経営の面から、隣接する当該地が事業を効率的に進めるうえで適当と判断し選定しました。面積は、菌床製造ハウス324㎡、作業スペース、駐車スペース、通路・雪捨て場・緩衝地1,223㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額借入資金及び補助金です。用地借上料は年間〇〇〇円です。当該地は、農用地区域内の農地ですが、農地法第5条第2項ただし書きにあります「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途、農業施設へ供するための転用」に該当するものと判断しております。この案件につきましては、5ページに位置図、6ページに参考資料として周辺図、7ページに配置図、8ページに平面図、9ページに立面図、10ページに公図を添付しております。

申請番号2番、仙南地区の畑1筆、252㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。申請人は町外のアパートに居住しておりますが、今後家族が増える予定のため手狭となることから、住宅の新築を計画しました。今後の子育てへの協力や将来の親の介護を考慮し、実家の隣接地を選定しました。

面積は、住宅70.23㎡、駐車スペース25㎡、通路、雪捨て場、緩衝地156.77㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金です。用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、11ページに位置図、12ページに配置図、13ページに平面図、14ページに立面図、15ページに公図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第17号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

まずは、申請番号1番から報告をお願いします。

10番委員 申請番号1番について調査のご報告をいたします。

4月30日午後3時頃、事務局職員、奥山委員、細井委員とともに、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。また、連携した経緯についてですが、前に〇〇〇さんとお会いした時の話によりますと、ソーラーパネルをハウスの上部に設置して発電し、全て自家消費、売電なしで行う事業ということでした。

〇〇〇さんでも、大規模な水耕栽培工場等には出資をしたことはあるが、このように合同で農業に参画することは初めてだそうです。

事業内容については、以上のとおりです。

●議 長 続いて申請番号2番について報告をお願いします。

- 1 2 番委員 申請番号 2 番について調査のご報告をいたします。
4 月 2 7 日、加藤委員とともに現地へ赴き、〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号 1 番と申請番号 2 番の調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号 1 番と申請番号 2 番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 1 4 番委員 申請番号 1 番に関連してですが、転用申請された農地の隣地と向かいの農地 2 筆は、農作物栽培高度化施設設置のため第 3 条申請となっておりますので、経緯をお聞きいたします。
- 農地調整班長 第 3 条の 2 筆は、ここに菌床しいたけの農作物栽培高度化施設を設置する予定で、今回の申請後、許可決定を受けて施設を建てることとなります。
この施設は、栽培施設のみが適用となり、それに伴う製造施設については、転用の許可を受ける必要があるため、今回、第 5 条の申請をしております。
資料の 6 ページ周辺図を見ていただきますと、今、第 5 条申請をするのは、「菌床製造ハウス」と記載されている箇所となります。その隣の「培養ハウス」、向かいの「発生ハウス」のところが、第 3 条申請された賃貸借をする 2 筆で、高度化施設の対象となります。
- 1 4 番委員 公図を見ますと、隣の〇〇〇は地続きですが、向かいの〇〇〇のところはどうなるのでしょうか。
- 農地調整班長 培養ハウスの所が〇〇〇で、発生ハウスのところが〇〇〇となります。
- 1 4 番委員 位置図と周辺図のところに地番がなかったのを確認いたしました。
- 事務局職員 地番などを詳しく記載していくと、本来の申請部分がわかりにくくなるため、表示しておりません。
- 1 4 番委員 培養ハウスと発生ハウスのところは農地のままで、菌床製造ハウスのところは転用の申請が必要となるのですね。
- 農地調整班長 製造に関しては、農作物栽培高度化施設の対象にならないため、転用申請が必要となります。
- 議 長 暫時休憩します。 午前 9 時 2 6 分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前 9 時 2 9 分
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 1 4 番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号 1 番と申請番号 2 番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号 1 番と申請番号 2 番については原

案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第4、議案第17号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第5、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第18号について事務局より説明願います。

- 農地調整班長 【 議案第18号、申請番号197番から申請番号219番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに、公社特例事業による所有権移転です。

受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は6月27日です。

申請番号197番、千畑地区の田1筆、2,032㎡、渡人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、合作地を解消するため、売買をするものです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんで、売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号198番、千畑地区の田1筆、525㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんで、農作物栽培高度化施設を設置するために売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号199番、千畑地区の田1筆、1,189㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんで、申請理由は申請番号198番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号200番、六郷地区の田1筆、1,528㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号201番、六郷地区の田1筆、1,561㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。当該地は、渡人の耕作地から離れており、耕作不便となっていたため、隣接する申請番号200番の農地と同じ受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号202番、六郷地区の田2筆、2,011㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は町外在住で、今後も農業に従事しないため、農地中間管理事業の契約満了に伴い、売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号203番、仙南地区の田9筆、16,365㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は資金が必要になったため、これまでも耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号204番、仙南地区の田3筆、4,192㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡

人は農地を手放したいため、農地中間管理事業の契約満了に伴い、これまでも耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号205番、千畑地区の田7筆、9,738㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号206番、仙南地区の田9筆、20,211㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号207番、千畑地区の田1筆、3,593㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は8か月間です。

申請番号208番、千畑地区の田2筆、11,597㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号209番、千畑地区の田2筆、2,572㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は8年9か月間です。

申請番号210番、千畑地区の田1筆、1,005㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号211番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田1筆、計5,363㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号212番、六郷地区の田2筆、1,836㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号213番、六郷地区の田12筆、5,746.84㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号214番、仙南地区の田6筆、14,741㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号215番、仙南地区の田8筆、14,123㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号216番、六郷地区の田1筆、972㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は6年5か月間です。

申請番号217番、千畑地区の田27筆、26,624㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号218番、六郷地区の田7筆、4,380㎡、渡人は〇〇〇さん、

受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号219番、千畑地区の田12筆、12,339㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

これまで渡人の父が耕作しておりましたが、亡くなられたことにより、耕作できなくなったため権利移転するものです。

申請番号197番から申請番号219番までの23件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第18号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号197番から申請番号219番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号197番から申請番号219番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号197番から申請番号219番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第5、議案第18号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第6、議案第19号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程し議題とします。議案第19号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第19号について議案書をもとに朗読、説明 】

このことにつきましては、美郷町農業委員会の令和6年度の実施状況等について、5月末までに公表することとなっております。

21ページは、農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。

22ページ目からは最適化活動の実施状況です。

(1) 農地の集積の②目標ですが、集積率85%に対しまして、③実績が84.2%となっております。ほ場整備事業に伴う担い手への集積が進んでいる一方、高齢化による離農や受け手の許容耕作面積の限界もあり、わずかに達成できておりません。

(2) 遊休農地の発生防止・解消です。売買により一部解消したものもありましたが、新規に加えた農地もあり、遊休農地は増えております。引き続き、所有者への聞き取りや指導、関係機関と協議しながら解消に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

23ページ中段以降は、(3)新規参入の促進です。②目標では、過去3年間の権利移動した面積の平均の1割を目標面積とするという取り決めがありますので、10.3haが目標面積となっております。面積的には少ないですけれども、令和6年度は新規参入者が1名おりました。面積は24ページにありますとおり1.9haです。

24ページの2最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数は1か月あたり6日が目標でした。また活動強化月間は3回設定しておりました。活動記録簿の集計及び活動強化目標への取り組み状況から25ページの目標達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

26ページの事務の実施状況です。1は総会の開催日数です。2は農地法第3条の許可件数で41件、3は農地転用に関する県への審査会の件数7件、4は違反転用で0件となっております。説明は以上です。

- 議 長 議案第19号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、質疑、ご意見等をいただきます。質疑、ご意見ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第19号については原案のとおり公表することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号については原案のとおり公表について承認いたします。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和7年第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時45分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年5月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 齋 藤 美 由 木

議事録署名委員 高 橋 国 広